

野田市農業委員会総会会議録（第8回）

1. 野田市長は令和8年7月21日午後2時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりです。

〈農業委員〉

1 番	宇佐見 稔久	2 番	石 塚 正 夫
3 番	川 辺 茂	4 番	吉 岡 清 美
5 番	飯 田 多寿子	6 番	山 田 賢 一
7 番	鳩 貝 直 子	8 番	遠 藤 一 浩
9 番	後 藤 和 久	10 番	篠 崎 達 夫
11 番	荒 木 大 輔	12 番	筑 井 正
13 番	糸 川 幸 夫		

1. 議事日程

- 第1 議席の決定
- 第2 議事録署名委員（2名）の指名
- 第3 会長の互選について
- 第4 会長職務代理者の互選について
- 第5 農地利用最適化推進委員の委嘱について
(議案第1号から議案第14号)
- 第6 運営委員会委員の指名について
- 第7 農地現地調査班の編成について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	渡邊 宏治
局長補佐	宮本 武志
農地農政係長	初見 利津子
主任主事	上田 和充

臨時議長 ただいまから令和8年第8回野田市農業委員会総会を開会します。

本日の出席者は、13名で全員出席ということで、野田市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は成立していることを報告いたします。

臨時議長 日程第1「議席の決定」に入ります。

野田市農業委員会会議規則第7条において、「議席はあらかじめくじで定める」となっております。

本日は、開会前にくじを引いていただきました。

そのくじの番号をもって仮議席とし、現在ご着席いただいております。

現在ご着席の番号を各委員の議席として決定してよろしいでしょうか。

————— 異議なしの声あり —————

異議なしと認め、各委員の議席につきましては、現在ご着席いただいております番号に決定しました。

臨時議長 次に移ります。

日程第2「議事録署名委員の指名」に入ります。

議事録につきましては、野田市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録は議長及び委員会で定めた2人以上の出席委員の署名が必要である旨の規定がございます。

署名委員の指名については、議長氏名により総会ごとに席次順に2名ずつ指名をさせていただきます。

————— 異議なしの声あり —————

異議なしと認め、本総会は1番 宇佐見委員、2番 石塚委員を議事録署名委員に指名いたします。

臨時議長 次に移ります。

日程第3「会長の互選について」を議題といたします。

会長の選出については、農業委員会等に関する法律第5条第2項により、「会長は、委員が互選した者をもって充てる」と規定されております。

それでは、お諮りいたします。

会長の選出方法については、いかがいたしましょうか。

石塚 正夫委員 前回の新体制を決めた様に、推薦により決める方法がよいと思いますがどうでしょうか。

————— 異議なしの声あり —————

臨時議長 異議がないようですので、推薦の方法により、会長の互選をお願いします。
それでは、ご推薦いただきたいと思います。

石塚 正夫委員 農地利用最適化推進委員、農業委員の両委員の経験及び職務代理者として農業委員会会長を補佐し、農地のあっせんについても経験豊かで、実績のある後藤 和久委員を会長に推薦します。

臨時議長 ただいま石塚 正夫委員から後藤 和久委員を会長にとの推薦がございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

————— 異議なしの声あり —————

臨時議長 異議なしの声がありましたので、お諮りいたします。
後藤 和久委員を野田市農業委員会会長に決定することにご異議ございませんか。

————— 異議なしの声あり —————

異議なしと認めます。
よって、野田市農業委員会会長を後藤 和久委員に決定いたしました。

————— 拍 手 —————

臨時議長 それでは、野田市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、後藤会長に議長をお願いして、私は、臨時議長の職を辞したいと思います。
ご協力ありがとうございました。

事務局長 それでは、ただいま決定いたしました新会長に、承諾を兼ねたご挨拶をお願いいたします。

————— 新会長挨拶 —————

事務局長 ここで、市長につきましては、公務の都合により、退席させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長 次に移ります。
日程第4「会長職務代理者の互選について」を議題といたします。
会長職務代理者の選出については、農業委員会等に関する法律第5条第5項により、「職務代理者は、会長と同様に委員が互選した者をもってあてる」と規定されております。
それでは会長職務代理者の選出方法について、お諮りいたします。
いかがいたしましょうか。

石塚 正夫委員 会長の選出方法と同様に、推薦により決める方法がよいと思います。

————— 異議なしの声あり —————

議長 異議がないようですので、推薦の方法により、会長職務代理者の互選をお願いします。
それでは、ご推薦いただきたいと思います。

石塚 正夫委員 前期は、現地調査班第1班のリーダーを務め、経験豊かで、実績のある宇佐見稔久委員を会長職務代理者に推薦します。

議長 ただいま石塚 正夫委員から宇佐見 稔久委員を会長職務代理者にとの推薦がございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

————— 異議なしの声あり —————

議長 異議なしの声がありましたので、お諮りいたします。

宇佐見 稔久委員を野田市農業委員会会長職務代理者に決定することに異議ございませんか。

————— 異議なしの声あり —————

異議なしと認めます。

よって、野田市農業委員会会長職務代理者を宇佐見 稔久委員に決定いたしました。

————— 拍 手 —————

議長 ただいま決定いたしました新会長職務代理者に、承諾を兼ねたご挨拶をお願いいたします。

————— 新会長職務代理者挨拶 —————

議長 次に移ります。

日程第5、議案第1号から議案第14号までの「野田市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を一括議題といたします。

ここで、選考を行いました運営委員会議長から報告を求めるところですが、私が当時の運営委員会議長でしたので、私の方からご報告させていただきます。

農業委員会法第17条第1項の規定により、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないこととなっております。

本市の定員14名に対し15名の方の推薦または応募がありました。

候補者の審査については、「野田市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱」第7条の規定に基づき、去る5月8日に運営委員会を開催し、審査の結果、農業委員会が定める区域ごとに農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者として、14名の候補者を選考したところでございます。

議長 それでは議案について、事務局の説明を求めます。

事務局長 ただいま、後藤会長から14名の候補者を選考した旨のご報告がありました。

今回の議案14件につきましては、運営委員会における選考結果に基づく議案となっております。

募集要項に基づき、第1区域は定数4人となります。

議案第1号は中島 利男 氏を、議案第2号は野口 郁夫 氏を。

議案第3号は針ヶ谷 久翁 氏を、議案第4号は藤井 文男 氏を。

第2区域は定数5人となります。

議案第5号は飯田 勇 氏を、議案第6号は栗原 英雄 氏を。

議案第7号は坂巻 英宣 氏を、議案第8号は山田 教明 氏を。

議案第9号は渡邊 隆宏 氏を。

第3区域は定数5人となります。

議案第10号は池澤 保 氏を、議案第11号は高木 勝 氏を。

議案第12号は木村 安雄 氏を、議案第13号は松沼 貴 氏を。

議案第14号は和田 利浩 氏を。

それぞれ農地利用最適化推進委員として委嘱するにあたり、総会の承認をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありました。

質疑はございますか。

————— 質疑なしの声あり —————

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

日程第5、議案第1号から14号までの「野田市農地利用最適化推進委員の委嘱について」、議案ごとに採決します。

これより議案第1号野田市農地利用最適化推進委員の委嘱について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

————— 全員挙手 —————

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号野田市農地利用最適化推進委員の委嘱について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

———— 全員挙手 ————

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号野田市農地利用最適化推進委員の委嘱について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

———— 全員挙手 ————

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第4号野田市農地利用最適化推進委員の委嘱について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

———— 全員挙手 ————

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第5号野田市農地利用最適化推進委員の委嘱について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

———— 全員挙手 ————

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第6号野田市農地利用最適化推進委員の委嘱について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

———— 全員挙手 ————

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第7号野田市農地利用最適化推進委員の委嘱について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

———— 全員挙手 ————

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。議案第 8 号野田市農地利用最適化推進委員の委嘱について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

———— 全員挙手 ————

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。議案第 9 号野田市農地利用最適化推進委員の委嘱について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

———— 全員挙手 ————

全員賛成（賛成多数）と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 10 号野田市農地利用最適化推進委員の委嘱について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

———— 全員挙手 ————

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 11 号野田市農地利用最適化推進委員の委嘱について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

———— 全員挙手 ————

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 12 号野田市農地利用最適化推進委員の委嘱について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

———— 全員挙手 ————

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 13 号野田市農地利用最適化推進委員の委嘱について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

———— 全員挙手 ————

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第14号野田市農地利用最適化推進委員の委嘱について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

———— 全員挙手 ————

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上、「野田市農地利用最適化推進委員の委嘱について議案第1号から14号」は、原案のとおり決定しました。

なお、農地利用最適化推進委員の委嘱書については、総会終了後、各農業委員がペアを組む推進委員へ渡していただきますようお願いいたします。

第1区域

遠藤 一浩委員は、針ヶ谷 久翁推進委員。

糸川 幸夫委員は、野口 郁夫推進委員。

飯田 多寿子委員は、藤井 文男推進委員。

石塚 正夫委員は、中島 利男推進委員。

第2区域

宇佐見 稔久委員は、坂巻 英宣推進委員。

荒木 大輔委員は、栗原 英雄推進委員。

篠崎 達夫委員は、飯田 勇推進委員と渡邊 隆宏推進委員。

吉岡 清美委員は、山田 教明推進委員。

第3区域

鳩貝 直子委員と筑井 正委員は、松沼 貴推進委員。

私（後藤 和久委員）は、高木 勝推進委員と木村 安雄推進委員。

川辺 茂委員は、池澤 保推進委員。

山田 賢一委員は、和田 利浩推進委員へお願いします。

推進委員の自宅が分からない方は、事務局で案内図を用意していますので、後ほど事務局より受け取って下さい。

議長 次に移ります。

日程第6「運営委員会委員の指名について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 運営委員会につきましては、野田市農業委員会運営委員会設置規程により設置されるもので、所掌事務としましては、農業委員会の運営方針及び所掌事務の執行方針の検討、会議の議案の作成、農業委員会だよりの発行、農業委員会が提出する意見の原案作成等で、農業委員会の円滑かつ適正な運営を図るための組織ということになります。

運営委員会の委員は、設置規程第3条において、会長及び会長職務代理者のほかに、会長が委員会の会議に諮って指名する者4人をもって組織すると規定されております。

以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました。

運営委員4人の指名については、地域のバランスを考慮し、会長及び会長職務代理者の地元区域である第2区域及び第3区域からは1人ずつ、それ以外の第1区域からは2人の合計4人の委員を選出したいと思います。

私から案としまして、第1区域、石塚 正夫委員、遠藤 一浩委員、第2区域、山田 教明推進委員、第3区域、鳩貝 直子委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

————— 異議なしの声あり —————

△△委員 山田推進委員は農業委員ではないけれど、運営委員に問題はないんですか。

事務局 従来よりこの件は、推進委員の代表的な枠となっておりますので、問題ございません。

△△委員 農業委員会の中の農業委員の運営委員会という認識じゃなくていいんですかね。

バランスを考えれば農業委員と推進委員でいいと思うんですけども、会議規則なり要綱はないんですか。

事務局 そういうのはなくて、過去から継続しているようです。

それについて、我々も継続してやっているんですね。

推進委員も農業委員会の会長の枠の中でやっていますので。

△△委員 今後のためなんですけど、どのように推薦するかというのを決めておかにと。

例えば農業委員から何名とか、推進委員から何名とか決めておかないと、と思います。

事務局 地域性とかだと思うんですけど、あまり細かく決めすぎるのもどうかと思いますが。

議長 では、さきほどの案で、いかがでしょうか。

————— 異議なしの声あり —————

議長 ご異議がないようですので、

第1区域

石塚 正夫委員、遠藤一浩委員。

第2区域

山田 教明推進委員。

第3区域

鳩貝 直子委員。

以上の4名を運営委員に指名いたします。

議長 次に移ります。

日程第7「農地現地調査班の編成について」を議題といたします。

議案について、事務局の説明を求めます。

事務局長 「農地現地調査班の編成について」ご説明いたします。

毎月の総会に提案しております農地転用等の議案につきましては、書類上で審査できるものを除き、農地法は現況主義でありまして、周辺農地への影響などを農業委員が現地を調査し、総会で調査状況を報告する慎重審議としております。

今までは、2班編成で1班が6人、2班が6人の委員さんで、毎月交替で現地調査を行っており、会長は参与という位置づけでございます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明がありました。

班の編成はどのようにいたしましょうか。

筑井 正委員 班の編成は、これまでも事務局で素案を作成したものを提案していただき、決めていたと思います。

今回も事務局で素案がありましたらお願いしたいと思います。

議長 ただいま筑井 正委員から、事務局の素案を提出してもらい、それをもとに協議して決めたらどうかというご提案がありました。

これにご異議ございませんか。

————— 異議なしの声あり —————

事務局長 それでは、事務局の素案を配布させていただきます。

ただいま配布しました素案につきまして、ご説明させていただきます。

この素案は、農業委員さんとしての経験と住所地区の割り振りをして、事務局で作成させていただいたものでございます。

議長 事務局の説明について、質疑はございますか。

————— 質疑なしの声あり —————

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

日程第7「農地現地調査班の編成について」は、ただいま配布いたしました事務局案のとおり決定することにご異議ございませんか。

————— 異議なしの声あり —————

異議なしと認めます。

よって、「農地現地調査班の編成について」は、事務局案のとおり決定しました。

それでは、2班に分かれて会議を開催し、班ごとに班長・副班長の選出をお願いします。

班長・副班長が決まりましたら、議長まで報告をお願いします。

暫時休憩といたします。

10分程度を目安にご報告いただければと思います。

それでは、再開いたします。

ただいま農地現地調査班の班長・副班長が決まりました。

報告いたします。

農地現地調査班1班、

班長 川辺 茂委員、 副班長 遠藤 一浩委員。

農地現地調査班2班、

班長 山田 賢一委員、 副班長 荒木 大輔委員。

なお、正式な班編成の名簿は、来月の総会であらためて皆様に配布をさせていただきます。

議長 以上で、本日予定しましたすべての議事が終了しました。

これをもって、令和8年第8回野田市農業委員会総会を閉会します。

(午後3時45分)

上記会議の顛末を録し、ここに署名する。

令和 8年 7月 21日

議 長

署 名 人

署 名 人